議案第２６号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年３月１日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和４年板橋区条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項中「第２５条」を「第２５条第２項」に改める。

第１８条を次のように改める。

第１８条　削除

第１９条第１項中「第２５条」を「第２５条第１項」に改める。

第２１条第１項中「以下」を「次項において」に改める。

第２２条の次に次の１条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第２２条の２　幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満３歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施し、並びに非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めな

ければならない。

３　幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第２４条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第２５条ただし書を削り、同条に次の１項を加える。

２　前項の規定は、乳児室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１８条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

命令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員、設備及び運営に関する基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。